

第 2 回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成28年2月3日(水)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時30分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 23名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	11	草場 道治	○	21	山口 満子	○
2	池田 良一	○	12	田代 三義	○	22	中島 徳雄	○
3	井手 憲一郎	○	13	松本 初雄	○	23	平林 博文	○
4	西山 哲	○	14	木須 修	○			
5	内海 敏光	○	15	岸本 熊一	○			
6	米岡 省子	○	16	山口 光壽	○			
7	松尾 雅宏	○	17	古賀 正春	○			
8	前田 節朗	○	18	福田 義晴	○			
9	松本 健一郎	○	19	江向 信夫	○			
10	島田 義忠	○	20	橋口 忠次郎	○			

議事録署名者 10番 島田 義忠

15番 岸本 熊一

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡 猛彦	農地係	久保 克明
農地係	松尾 希美		

6. その他出席者

7. 付議事項

議案 第 6 号	農地法第 5 条の申請について	(3 件)
議案 第 7 号	農地法第 4 条の申請について	(2 件)
議案 第 8 号	農地法第 3 条の申請について	(1 2 件)
議案 第 9 号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 9 件) (公社への売渡 1 件)	

8. 報告事項

報告 第 3 号	農地法第 1 8 条 6 項通知の受理について	(1 4 件)
報告 第 4 号	農地の形質変更届出について	(3 件)
報告 第 5 号	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について	(1 件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。																					
議長	<p>それでは、ただいまより第2回農業委員会会議を開会します。本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は10番 島田義忠委員、15番 岸本熊一委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、4つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>議案第6号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第7号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>議案第8号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>12件</td> </tr> <tr> <td>議案第9号</td> <td>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について</td> <td>利用権設定 通年 9件 公社への売渡 1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <table border="0"> <tr> <td>報告第3号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>14件</td> </tr> <tr> <td>報告第4号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>報告第5号</td> <td>農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第6号	農地法第5条の申請について	3件	議案第7号	農地法第4条の申請について	2件	議案第8号	農地法第3条の申請について	12件	議案第9号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 9件 公社への売渡 1件	報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	14件	報告第4号	農地の形質変更届出について	3件	報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件
議案第6号	農地法第5条の申請について	3件																				
議案第7号	農地法第4条の申請について	2件																				
議案第8号	農地法第3条の申請について	12件																				
議案第9号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] について	利用権設定 通年 9件 公社への売渡 1件																				
報告第3号	農地法第18条第6項通知の受理について	14件																				
報告第4号	農地の形質変更届出について	3件																				
報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について	1件																				
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第6号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																					
事務局	議案第6号 農地法第5条の申請の申請3件について御説明します。																					

事務局	<p>議案の1ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページ、断面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町福野地区です。</p> <p>譲受人が、一般住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のイの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図が5ページ、字図が6ページ、土地利用計画図、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、二里町金武地区です。</p> <p>借受人が、一般住宅への進入路を建設するための申請です。</p> <p>なお、この案件については、借受人が既に進入路を建設し、利用していたことについて始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第1種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のイの(ア)のb、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のイの(イ)のeの(e)、既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の</p>
-----	---

事務局	<p>面積の2分の1を超えないものに限る)に該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、平面図が11ページになります。</p> <p>申請地は、二里町川東地区です。</p> <p>譲受人が、新築住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第6号農地法第5条の申請は以上3件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条6番について担当委員から説明をお願いします。</p>
19番委員	<p>先日、〇〇ホームさんからお見えになりまして申請地に家を建てたいとの事でした。譲渡人の孫になられるそうです。元々大川内の福野の方でして、自分の孫達を住ませたいとの事で土地がございましたので、申請がありました。隣接者の同意もしておられましたし、区長、組合長の同意もございましたので同意書に版を押しております。</p>
議長	<p>6番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

20番委員	191-6と191-5は水田ですか。
担当委員	いいえ、畑です。
20番委員	じゃ問題ないですね。
議長	他にございませんでしょうか。 <なし> 他に無いようですので、続きまして、7番について担当委員から説明をお願いします。
2番委員	ここは去年の3月ぐらいに印鑑もらいに来られています。問題はないと思います。審議の方宜しくお願い致します。
議長	7番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 特に無いようですので続きまして、8番について担当委員から説明をお願いします。
6番委員	〇〇さんが見えられて、家を建てたいとのことでしたが、特に問題ない所だと思いました。
議長	8番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第6号 農地法第5条の申請3件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第7号 農地法第4条の申請2件についてですが、6番につきましては11番委員さんが申請人である事案とな

議長	<p>りますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。まず、議案第7号農地法第4条の申請5番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第7号 農地法第4条の申請5番について御説明します。</p> <p>議案の2ページ、5番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページになります。</p> <p>申請地は、松浦町金石原地区です。</p> <p>申請人が、植林を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第7号 農地法第4条の申請5番については以上です。</p>
議長	<p>それでは、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
22番委員	<p>申請人から杉を植えたいと事前に相談に来られました。ここは金石原から藤川内に行く市道の道ですので誰か作る人がいないか確認をしておいてと言っていました。どうしても見つからないので杉を植えたいと事でした。区長さんも生産組合長さんもここは</p>

22 番委員	<p>中山間地域に入っていたが、もう解散したので、耕作者もいないのでと区長さん、生産組合長さんの同意もありましたので私も同意しました。ここは、市道の境界から1軒引いて植えてくださいとお願いしました。ご検討お願いします。</p>
議長	<p>5番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、11番委員は退席をお願いします。(退席後)</p> <p>農地法第4条の申請6番について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第4条の申請6番について説明いたします。</p> <p>議案の2ページ、6番になります。</p> <p>図面は、案内図14ページ、字図が15ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町奥野地区です。</p> <p>申請人が、植林をするための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>農地法第4条の申請6番については以上です。</p>

議長	<p>それでは、6番について自分から説明をお願いします。</p> <p>15ページの字図の上の方が塩屋大曲線の県道になります。字図と書いてある方が黒川公民館側で、ナンバー6から300メートル右側が黒川町の畑川内境になります。県道から降りたところが、申請地になります。この申請については隣接者の方々や奥野集落の方々から同意を得て今回の申請に至ったのですが、現地、見たりした時に、ここは水はけが特に悪い所と耕作する際にトラックの出入りが悪い所で苦勞されておられた所です。</p> <p>杉600本、栗30本となっていますが、普通は杉山、ヒノキ山をする際、栗30本については15ページの一番上の枠の所が隣接者に迷惑をかけてはならないとの事で栗を植えるとの申請になっております。</p>
議長	6番について、御意見、御質問はございませんか。
20番委員	栗を植えると猪が来て掘ってしまいますよ。
1番委員	この前現地を確認行った時、申請に合わせて杉や栗の木も植えないとされないと言われていました。通常栗は畑になります。その辺りを農業委員会と県で打ち合わせされ、大丈夫だろうとなりました。
7番委員	地目変更は林地に変更はされるのでしょうか。
議長	転用でも山林での取り扱いの保護になっているのでしょうか。
事務局	県の説明では、植林をしてその一部に栗を植えても植林と見なしでいいという事でお話しをされております。

7番委員	今から、耕作放棄地には課税を強化すると言われていましたので、こういったケースが増えてくると思うんです。耕作放棄地を林地に展開したりとか、その時にこの二つの案件は中山間直接支払に該当はしてなかったのですか。
事務局	直接支払制度の管理協定区域からは外してあるという事です。
7番委員	もし、このケースじゃなくても中山間の直接支払いの5年の期間中であった時には転用が出来ないという事ですかね。
事務局	原則は出来ないと聞いています。ただ、植林に関しては条件によって植林が出来たと思っています。4期までは。今後は5期ですか。5期で状況が変わっていれば分かりませんが。4期では植林をされたケースもあります。
7番委員	途中で特別な転用が出来ても補助金を返還するという義務は生じないのですか。
事務局	その時には生じてなかったです。
7番委員	今からこういうケースも増えますね。
事務局	場所とかにいろいろあって植林をされた。頭からは無かったと思いますが、いくつか福川内ではあったと思います。4期まではですね。5期はまだわかりません。
2番委員	簡単に植林は出来なかったですよ。植林をするとお金を返せと言われていたんですよ。
7番委員	期が終わる時に、節目があると思っていましたが節目がないんですよ。
事務局	条件はあったと思います。家も後継者住宅か何かの部分で除外で返還されたというのはあったと思います。

7番委員	条件があったと言っても、そこに使わない耕作放棄地の田の吹田のあって、今までは転作田ともっていたのが、この米の時代に転作の義務はなくなる訳ですね。そしたら、税金が少ないように林地に転換するとケースは今から出てきますよね。ましては、税金の課税が強くなるなら。中山間の直接支払のお金をもらっている所が途中で出来ないのか出来るのかしかないわけだから。
事務局	出来ない理由というのが、管理協定の中身でも、ある人が出来なければ変わりの人がすると約束事をしてから管理協定を結んでいる所もあります。そういう条件があったと思います。C要件だったと思います。
7番委員	中山間の機能の年々年取ってきて、もう出来ないという状況も増えてきています。そういう中なので、節目でして例えば出来なければ用心しとかなないとならないねと。中山間でひらわれないように。この事ですね。
事務局	<p>そういう事です。C要件という事で、出来ない場合は地区の方でしますという要件で事業を採択されている所もあります。先ほどの植林の場合も先ほど確認しましたが、今度が4期対策です。3期対策においては協定内容にそれが謳ってある所についてはそれを認めたそうです。ただ、農業委員会と農業振興課がその転用を認めるかどうかは別問題です。協定の内容にそれを謳ってある所については3期対策で認めたと。4期対策ですので、そこは当然外すよう言っているという事です。</p> <p>3期対策では交付金の対象とするけど、4期対策では外すように指導してしまして、4期対策ではそういう事を協定で謳われているところはないそうです。</p>
7番委員	4期対策は何年からですか。

事務局	今年からです。
7 番委員	5 年我慢しなといかんね。
事務局	5 年間のうち 1. 2 年は出来ても残りは出来ないという所は外されたり、その集落が取りやめになった所もあります。27 年から取りやめになった 7 集落、面積で 120 町ばかりは取りやめになっています。全部で 1,000ha ぐらいありますが、その十分の一は取りやめになっています。
7 番委員	わかりました。
議長	<p>それでは、他に無いようですので、11 番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>議案第 7 号農地法第 4 条の申請 2 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第 8 号農地法第 3 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 8 号農地法第 3 条の申請 12 件について説明します。議案は 3 ページから 4 ページになります。</p> <p>7 番から 18 番まで申請事由や経営状況等を掲げております。9 番については許可後の経営面積が 1,815 m²であり伊万里市における下限面積である 5,000 m²を下回るため、下限面積要件を満たしていませんが、申請地に行くには譲受人の土地をと通らないといけないため、土地を隣接農地の所有者である譲受人が自身の土地と一体として利用するための申請です。</p>

事務局	<p>「本権利の設定または移転は、その位置、面積、形状等から見て隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地等を現に耕作に供しているものが権利を取得するものである。」に該当し、下限面積要件の例外に該当します。</p> <p>その他の案件については、全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>農地法第3条の申請についての説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありました。農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の3ページから4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第8号農地法第3条の申請12件については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が9名で、面積は、田が29,145㎡、畑が0㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に</p>

事務局	<p>記載しているとおりでです。申出書を6～10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定通年については以上9件です。</p>
議長	<p>議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年9件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第9号農用地利用集積計画の公社への売渡について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第9号農用地利用集積計画の公社への売渡について御説明いたします。</p> <p>議案は11ページの1番になります。</p> <p>こちらは12月の農業委員会で、西部地区担当の福田委員と山口満子委員にあっせん委員になっていただいた案件について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の11ページの明細書に記載しております。</p> <p>公社への売渡については、以上1件です。</p>

<p>議長</p>	<p>農用地利用集積計画の公社への売渡について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第9号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社への売渡1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理14件について御説明します。</p> <p>議案は12ページから14ページを御覧ください。</p> <p>8番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に譲渡する予定で、今回、3条申請を上程しています。</p> <p>9番から20番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は地区の人たちが借りて耕作される予定で地区の方でも話をされています。</p> <p>21番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は別の方に譲渡する予定で、今回、3条申請を上程しています。</p>

事務局	報告第3号については以上14件です。
議長	<p>報告第3号農地法第18条第6項通知の受理14件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第4号農地の形質変更届3件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第4号農地の形質変更届出3件について説明します。</p> <p>議案の15ページの3番になります。</p> <p>図面は、案内図が16ページ、字図が17ページ、平面図が18ページ、断面図が19ページになります。</p> <p>申請地は山代町立岩地区です。</p> <p>こちらは畑に段差と傾斜があり、機械の導入が難しいため嵩上げをするための届出です。</p> <p>続きまして4番になります。</p> <p>図面は、案内図が20ページ、字図が21ページ、平面図が22ページ、断面図が23ページになります。</p> <p>申請地は東山代町里地区です。</p> <p>国道からの段差があり、車やトラクターが入らず、草刈り等の際に不便をきたしているため嵩上げをするための届出です。</p> <p>続きまして5番になります。</p> <p>図面は、案内図が24ページ、字図が25ページ、平面図と断面図が26ページになります。</p> <p>申請地は大坪町下古賀地区です。</p> <p>田が3枚に分かれているため、1枚にして利用するための届出です。</p>

事務局	報告第4号については以上3件です。
議長	それでは、3番について担当委員から説明をお願いします。
23番委員	<p>場所は16ページ、山代の西の方です。浦ノ崎から立岩の国営の農地の方に上がった所にあります。立岩地区は私の所でもありますが、水稻栽培については、提に頼って水田を作っております。8月になりますと水が足りないという事で黒田代の浚渫工事を中山間事業で約3,000m³ほど工事をするよう計画しております。そして、その泥をどこかにやらないといけないという事でちょうど隣に〇〇さんの畑があります。すると、段差がある為作りにくいとの事でそれに合わせて嵩上げをするという事で話し合いをして現在進めております。堤もよくなりますし、畑もよくなるという事で地区で協議をしましたので、審議をお願いします。</p>
	<p>3番について、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>続きまして、4番について担当委員から説明をお願いします。</p>
21番委員	<p>11月21日にご夫婦で見えられて、場所が20ページになります。小学校を過ぎて山代方面へ行き、〇〇病院、〇〇神社に行く204号線です。〇〇神社の道路向かい側の土地ですが、見ると段差があります。草刈をしても草を持ち上げるのも大変な段差でした。トラクターでも入るようにしたいからとお願いに来られました。家があったので許可をもらったか何うと自分の家でもあるし、土地も自分のだと言われたので承諾印もいないねと区長さん、生産組合長さんの印鑑もありましたので私も承諾しました。</p>

議長	<p>4番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、5番について担当委員から説明をお願いします。</p>
16番委員	<p>〇〇さんが1月20日に受付となっておりますが、去年の12月位来られています。現地は田んぼが3枚ありますが、1枚にして畑として利用したいとの事でした。隣接者、生産組合長さん、区長さんの印鑑もありましたので同意しております。</p>
議長	<p>5番について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出1件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について説明します。</p> <p>議案の16ページの1番になります。</p> <p>図面は、案内図が27ページ、字図が28ページ、土地利用計画図と平面図が29ページになります。</p> <p>申請地は木須町木須東地区です。</p> <p>申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。</p> <p>報告第5号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>〇〇さんの方から農業用倉庫を作りたいとの事で相談がありまして、特に問題ない所でした。</p>

議長	1 番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第2回農業委員会会議を閉会します。
	<<<議事終了>>>